



埼玉県立
歴史と民俗の博物館

THE ALMUSEUM

Vol.14-3 第42号

Saitama Prefectural Museum of History and Folklore

特別展

武蔵国の旗本

むさしのくに
はたもと

令和2年3月20日(金・祝) — 5月10日(日)

水野忠虎像 (高野寺蔵)

酒井政勝像 (成安寺蔵)

酒井基之傳 (成安寺蔵)

島田利秀高像 (赤澤町蔵)

後鳥羽天皇像 (京都府蔵、鳥羽市岩淵文庫蔵)

新井白石肖像 (関宿町蔵)

徳川家康像 (伊東家蔵)

後援

朝日新聞さいたま総局、埼玉新聞社、産経新聞さいたま総局、テレビ埼玉、毎日新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、NHKさいたま放送局、毎日新聞さいたま支局、読売新聞さいたま支局、FM NACK5

観覧料

- ◆ 一般 600円
- ◆ 高校生・学生 300円
- ◆ 中学生以下、障害者手帳等をお持ちの方(付添1人を含む)は無料
- ◆ 「ぐるっとバス」で観覧できます

開館時間
9時〜16時30分(観覧受付は16時まで)

休館日
月曜日(ただし3月23日・5月4日は開館)

埼玉県立
歴史と民俗の博物館
Saitama Prefectural Museum of History and Folklore

彩の国
埼玉県

江戸時代、将軍と主従関係をむすび、1万石未満、そして将軍に御目見を許された武家を旗本と呼びました。彼らは、徳川幕府の直属の家臣団で、江戸時代後期には、おおよそ5,200家の旗本家がありました。

徳川家康の関東入国以降、武蔵国は将軍のお

膝元として旗本たちの所領(知行所)が置かれています。現在の埼玉県域にあたる北武蔵では、なんと3分の1以上は旗本知行所だったのです。

本展では、武蔵国に数多いた旗本について、旗本家や地域に伝わるゆかりの品々から、江戸時代の旗本の実態に迫ります。



プロローグ 旗本前史

天正 18(1590)年、徳川家康は関東に入国後、矢継ぎ早に家臣団の配置を行います。万石を超える大身の家臣は領国縁辺の支城に、江戸の周辺には万石以下の中下級の家臣、のちに「旗本」と呼ばれるものたちを配置しました。

第1章 北武蔵の旗本たち

「旗本」は当初、知行所(旗本の領知)内に陣屋を構えて妻子とともに暮らし、公務の際に江戸へ赴く生活をおくりました。このうち上級の旗本は、中世からの館跡を利用して陣屋とし、また下級のものは寺社や有力農民の住居を利用しました。彼らの中には、知行所に寺社を建立・勧請した旗本も少なくありませんでした。その後、江戸に旗本屋敷が建設されると、旗本は家族とともに知行所を離れ江戸に移住します。



西尾吉次奉納
永楽通宝紋鞍(上尾市・妙厳寺)

第2章 将軍と旗本

さて、北武蔵には多くの旗本が置かれてきましたが、なかには新井白石、大岡忠相、大岡忠光など著名な旗本、加増を経て大名になった人物も数多くいました。本章では、将軍や県内を知行した著名な人物も取り上げます。



新井白石肖像画(白岡市・観福寺)

第3章 旗本と知行所

旗本知行所の多くは、一村を複数の旗本が分割し支配する形態(「相給」)をとりました。一ヶ村に何人も領主が土地を持ち、領主ごとに名主が置かれるケースも珍しくありませんでした。

そのため、旗本は知行所の村役人層に武士身分を与え村々の支配を委ねました。旗本自体は江戸に居住し、知行所を訪れることはまれでしたが、名主らは頻りに江戸の旗本屋敷に出向きました。

また江戸時代中期以降、旗本の財政状況は悪化の一途をたどり、しばしば先納金や御用金といった財政負担を村々に求めました。膨れ上がった負債を解消するすべもなく、百姓たちの突き上げを受け、また家政改革を求められる旗本もでてきます。

第4章 旗本の仕事とくらし

旗本は軍事を司った武士集団(軍事組織)でした。一方、泰平の世が続く中で、武士も政治・行政を担うことが求められました。そのため、旗本には軍

事的な業務を担った番方と財政や行政などを司る役方の仕事がありました。

武蔵国に知行所を与えられた旗本はどのような役職を務めたのでしょうか、また旗本はどのような生活をおくったのでしょうか。本章では、旗本資料として著名な稲生家文書を中心に旗本の仕事と暮らしをのぞいてみたいと思います。



旗本稲生家所用
萌黄威包韋二枚胴具足(個人蔵)

第5章 地域に遺る旗本の足跡

旗本は江戸に住居を移しましたが、知行所に開いた寺を代々の菩提寺とした旗本も数多くいました。家祖が眠り、江戸時代初期に将軍から与えられた知行所は、旗本にとって特殊な地であったのです。明治の世に移り、菩提寺を離れた旧旗本もいましたが、今でも60近くの旗本開基の寺院が県内に所在しており、旗本たちがひっそりと眠っているのです。

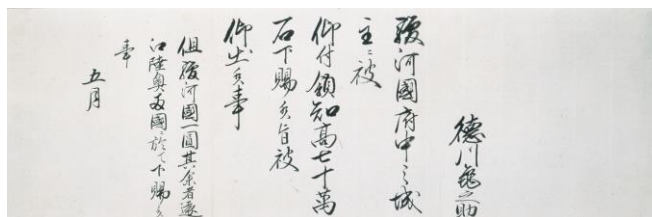
本章では、旗本菩提寺や地域に遺る旗本ゆかりの品々を紹介します。寺外初公開の歴史資料・美術品も多数公開いたします。



旗本設楽坐像(加須市・香積寺)

エピローグ 旗本のゆくえ

慶応4(1868)年、江戸城は新政府軍に明け渡され、江戸幕府は終焉を迎えました。徳川宗家の家督は田安亀之助(徳川家達)に譲られ、家達は駿府70万石を与えられることとなります。徳川家の家臣であった旧旗本たちも、①新政府に帰順し朝臣となるか、②徳川家に従い駿府へ移住するか、③帰農・帰商、のいずれかの道を選択せざるを得ませんでした。埼玉に知行所を持った旗本たちはその後どのような道を進んだのでしょうか。そして知行所や菩提寺との関係はどうなってしまったのでしょうか。旗本のその後を紹介します。



駿河府中城主七十万石下賜沙汰書
(徳川記念財団蔵)

本展覧会では、旗本菩提寺や名主の家に伝わる旗本関係資料にまで視野を広げ、旗本を取り上げました。華やかな品は少ないかもしれませんが、地域に残される彼ら旗本の足跡・記憶に想いを馳せていただけましたら幸いです。

(展示担当 中村陽平)

博物館の防火対策～みんなで守ろう文化財～

毎年1月26日は「文化財防火デー」、ご存知でしたか。この日は昭和24年（1949年）1月26日に現存する世界最古の木造建造物である、法隆寺金堂こんどう しょうぞんの焼損を受けて制定されました。更に、翌年には文化財保護法も制定されました。

それから70年となる令和元年（2019年）、4月に起きたパリのノートルダム大聖堂の火災に引き続いて10月31日に首里城正殿等が全焼しました。

この惨事を悲嘆する声が全国で相次ぎ、国は対策として大幅な予算拡充や、対策に向けた計画の決定を行うなど、令和元年は文化財の防火対策が国民の関心事となりました。

博物館では、博物館資料（以下、「資料」とします。）の保管や来館者の安全を確保するために運営上の望ましい基準が国で定められています。

ここでは、この基準などを踏まえた当館の取組の一部をご紹介します。

収蔵庫内の資料に火の手が迫ったときは、水や消火器を使用しません。資料が木や紙、布などの素材が多く、水濡れなどが資料の劣化をまねいてしまうからです。このため、当館では炭酸ガス消火設備を採用しています。



当館のガスボンベ貯蔵庫（132本）

また、防災には意識、知識、心掛けの3点が欠かせません。当館では、様々な事態や来館者を想定し、管轄の消防署と連携して消防訓練を行っています。今年の訓練では、車いすで来館する方がいた場合を想定しました。万一火災が発生したときに、展示室の監視スタッフから受付スタッフへ連絡を取り合い、速やかに避難誘導できるよう意識しています。



車いす来館者を避難誘導する訓

このほか、エレベーターの安全講習を実施しています。当館にある資料を運搬する荷物用エレベーターは、火災や地震を検知したときに特定の階で停止する構造となっています。設備の機能や特性を予め知っておくことで、非常時の避難方法や文化財の搬出経路を想定することができます。

更に、敷地周囲に可燃物を置かないよう徹底すること、敷地内全面禁煙であること、家電製品のプラグ周りの点検を行うことなど、発火リスクが生じないよう職員一人ひとりが心掛けています。

防火対策は、火災を起こさせないこと、万一起きても広げないことが肝要です。一つ一つの取組は小さく目立たないものですが、対策を常に模索し更新し続けていきます。

（施設担当 大野 樹）

コラム 一年間の新しい試みを振り返って～総務担当より

総務担当は、財務・経理をはじめとする一般的な事務のほか、観覧料等の収入に係る事務も担当しています。

観覧料に係る当館の取り組みの中で、この一年ほどの間に始めたものをこのページで紹介いたします。

QRコード決済

当館の観覧料とものづくり工房の材料費は、これまで現金でお支払いいただいておりますが、平成31年3月1日から観覧料に限り、モバイル決済用アプリケーションのQRコード決済(LINE Pay、PayPay)を御利用いただけるようになりました。

これはQRコード決済を利用した公金収納の導入に際し、美術館・博物館など他の県立5施設とほぼ同時期に開始したものです。現在では当館を含め、県立7施設で御利用いただけることになっています。

利用方法はさほど複雑なものではありません。

- ①総合案内スタッフがご提示するQRコードを、お手持ちのスマートフォンで読み取っていただきます。
- ②その場で御利用金額を入力した後、画面の表示内容をお客様とスタッフの双方で確認いたします。
- ③お客様に支払い手続き完了の操作をしていただきます。
- ④お支払いの情報が即時、スタッフの操作するタブレット端末に反映されます。決済まで長くお待たせすることはありません。

なお、事前にスマートフォンで対応するアプリケーションをダウンロードして、ユーザー登録をした後、あらかじめ御利用される金額をチャージしていただく必要がありますので、その点については御承知おきください。

まだ当館におけるQRコード決済の利用率は発展途上と感じていますが、社会全体でキャッシュレス化が進みつつある今、来

館者の方の多様なニーズをとらえ、より多くの選択肢を提示することは大事なことだと考えています。

ぐるっとパス

平成31年4月1日から、「東京・ミュージアム ぐるっとパス 2019」(1冊あたり税込2,200円)を当館でも購入・利用していただけるようになりました。

ぐるっとパスとは、美術館・博物館などの入場券・割引券が綴られたチケットブックです。2019年度版は、東京都内の美術館・博物館・動物園・水族園・植物園や、埼玉県・神奈川県・千葉県内の美術館・博物館の一部の施設(95施設)でご利用いただけます。

当館では特別展及び企画展開催期間中に限り、ぐるっとパス 2019のチケットと引き換えに展示室をご観覧いただいています。

なお、ぐるっとパス 2019の販売は令和2年1月31日をもって終了しました。ぐるっとパスの有効期間は最初のご利用日から2か月間ですが、ぐるっとパス 2019の最終有効日は令和2年3月31日となります。ご不便をおかけしますが、何卒御了承ください。来年度はぐるっとパス 2020を御利用いただける予定です。その際は、観覧できる対象を拡大する方向で検討しています。

ぐるっとパスをご利用いただける期間中は、県外でぐるっとパスを購入された方が、県境を越えて当館まで足を運ばれてくださったというお話も時折伺います。

県外だけでなく、来年度はオリンピック・パラリンピックに合わせて国外からいらっしゃるお客様も増えることと想定しています。遠方から時間もお金もかけて来てくださるお客様に、私たちほどのようなものをご提示できるのか。日々、考えていかなければならないと感じています。

(総務担当 上野翔子)

歴史のしおり 86 「太平記絵巻」の修理

「太平記絵巻」は、江戸時代初期に作られた全 12 巻の絵巻です。このうち一、二、六、七、十の5巻は当館が所蔵し、埼玉県指定文化財となっています。2017 年度に第十、2018 年度に第六の解体修理を実施しました。その様子をここで御紹介します。

そもそも絵巻の「傷み」が生じる原因は、鑑賞する際には巻くという動作を繰り返す、絵巻の構造そのものにあるといえます。太平記絵巻 第六と第十には、開閉を繰り返した際に生じる折れや亀裂、紙を擦ったことによる絵の具の剥落がありました。そのほか、本紙と裏打ち紙の剥がれ、表紙裂や紐も摩滅するなど、本紙を支える表装の傷みが目立ちました。

このたびの解体修理は、紙や表装の継ぎ目をすべてはずし、1 紙ごとの状態に戻して行う修理です。傷んだ箇所には処置を施し、表装は新しい部材に替えて仕立て直します。解体修理を人間の治療に例えれば、メスを入れる大手術といったところでしょうか。安易にできるものではなく、適切に行わなくては、かえって良くない影響が出てしまう可能性もあります。この修理は、すべて伝統的な修理技術を用いて行いました。

今回の修理の主な目的は、これ以上の劣化の進行をできるだけ防ぐこと、取扱いをより安全に行えるようにすることでした。修理はきれいに整えることが理想と思うかもしれませんが、文化財については必ずしもそうではありません。例えば剥落した部分に絵の具で補彩すれば作品の内容を変えてしまうことにもなりかねません。今回の修理は絵の具の剥落止めの処置をしたのみで、補彩はごく一部にとどめ

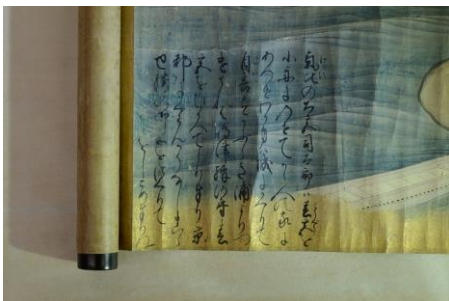
ました。本紙以外の部分である表紙裂、紐、裏打ち紙、軸木などは傷みが進んでいたため新調し、はずした古い部材は絵巻とは別に保存することとしました。

解体して表装をはずす修理は、絵巻の隠れた部分を見ることができる貴重な機会でもあります。1 度修理すると、数十年または百年以上その機会は訪れません。今回、紙と紙の継ぎ目を剥がしたところ、巻六と十のどちらにも配列順を指示する墨書があることがわかりました。残念ながら絵巻の伝来を知る手がかりにはなりませんでした。制作時あるいは過去の修理の際の大切な情報です。

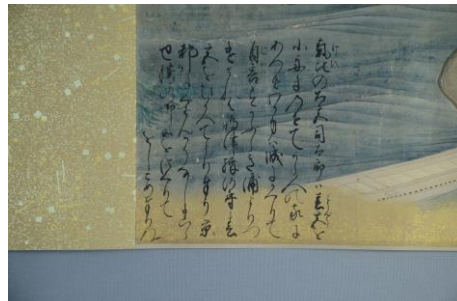
(学習支援担当 池田伸子)



太平記絵巻 巻第十
紙の継ぎ目をはずし解体する



太平記絵巻 巻第六 巻末(修理前)
多くの縦折れが見られる



太平記絵巻 巻第六 巻末(修理後)
紙の折れを解消した

資料紹介 当館に寄贈された秀吉の新出文書！

年が明け 2020 年の大河ドラマ「麒麟がくる」が始まりました。今年の大河ドラマの主人公は明智光秀です。光秀といえば、主君信長に謀反を起こし、殺害した悪人として描かれることが多いのですが、今回の大河ではその真の人物像に迫ろうとする内容との触れ込みで興味津々です。この光秀と常に対照的に描かれる人物が豊臣秀吉で、本能寺の変後、大返しを経て山崎の戦で光秀を打ち破ったヒーローとして登場します。

ところで昨年度、当館に寄贈された資料の中に、豊臣秀吉関係の文書が一点存在しました。この文書は、年未詳 2 月 22 日付けの「嶋田秀順・木下秀吉連署奉書」です。この秀吉関係文書はこれまで確認されていない新出文書であり、内容的にも秀吉が木下藤吉郎を名乗っていることから、初期の文書にあたります。

本文書は、織田信長が京都の醍醐寺三宝院門跡領における竹木伐採について、特別な事情なので伐採を認めるよう、奉行人の嶋田秀順・木下秀吉が三宝院に通告したものです。なお、追伸でその人足役については課さないとしています。形式は折紙と呼ばれる一枚の紙を上下半分に折り、その状態で右から左へと文字を書き継いでいます。

醍醐寺三宝院は当山派修験道の本山にあたり、代々の門跡は朝廷や室町幕府に対して強い政治力を持っていました。その門跡領である笠取(京都府宇治市東笠取・西笠取)は醍醐寺の東に広がる山地ですが、織田信長がこの地の竹木伐採を強行し、三宝院側がこの行為に対して抗議した事に対する回答として出されたのが本文書です。

本文書に署名と花押(サイン)を書いた嶋田秀順と木下秀吉は、信長からの命令を伝える奉行人で、特別な事情だから伐採を認めるようにと通告していますが、これ以前の交渉で三宝院側は、「古来の慣例に無い」と主張しました。この回答を信長に伝えた使者が「御上使衆」と思われますが、三宝院がその政治力から、足利將軍家(義昭)を通じて信長との交渉を諮った可能性もあり、それが宛所に見える「御上使」という表現になったとも考えられます。

なお、嶋田秀順は織田家古参の老臣で、永禄 11

年(1568)7 月には信長の使者として足利義昭を迎えに越前に赴き、翌 12 年 2 月には信長が將軍義昭のために新築した二条御所(二条城)の普請奉行を村井貞勝とともに勤めています。同年 11 月には但馬守となっているので、「弥右衛門尉」と署名したこの文書はそれ以前の成立であることがわかります。また、木下秀吉はこの後、天正元年(1573)から羽柴藤吉郎を名乗ります。

織田信長は永禄 11 年(1568)9 月に足利義昭を奉じて上洛し、嶋田秀順・木下秀吉もともに上洛して奉行人として京都支配にあたりました。よって、この資料の日付は上洛の翌年の永禄 12 年(1569)2 月 22 日に比定されそうです。

織田信長の伝記である『信長公記』によれば二条御所の普請は、先に述べたように永禄 12 年 2 月 27 日から始まり、普請奉行に嶋田秀順が任命されていることから、この三宝院門跡領における竹木伐採は、二条御所普請という特別事情に関係していた可能性もあります。いずれにせよ、今後の研究を待ちたいと思います。

なお、本資料は、秀吉の家臣である成川家に伝存したもので、同家の家宝として伝えられてきました。成川家と本県との関わりは直接はありませんが、当館には様々な事情で県内の所蔵者から寄贈される武家文書が少なくありません。全国の関係機関と連絡をとりながら、そうした資料の所蔵情報を発信することも博物館として重要な使命と考えます。なお、本資料の詳細については、当館の『紀要』第 14 号をご参照頂ければ幸いです。

(資料調査・活用担当 新井浩文)



[永禄 12 年]2 月 22 日付
嶋田秀順・木下秀吉連署奉書